

令和7年度大台町年間監査計画

令和7年4月1日

大台町監査委員

地方自治法、地方公営企業法および地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき監査委員が行う監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）を効果的かつ効率的に実施するため、次のとおり年間監査計画を策定する。

1 基本方針

監査等の実施に当たっては、新たに策定する大台町監査基準により、町の行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与し、もって住民の福祉の増進と町政への信頼確保に資するよう努めるものとする。

2 監査等の種類および実施方針

（1）財務監査（地方自治法第199条第1・2・4項）

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的に行われているかを主眼とし、経済性、効率性、有効性にも留意して実施する。

（2）行政監査（地方自治法第199条第2項）

必要があると認めるとき、事務の執行が適正かつ合理的、効率的に行われているかを主眼として実施する。

（3）財政援助団体等監査（地方自治法199条第7項）

補助金、交付金等の財政的支援を与えている団体、出資団体および公の施設の指定管理者について、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施する。

（4）指定管理者等監査（地方自治法199条第7項）

公の施設の指定管理者（地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせている指定管理者）について、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施する。

（5）決算審査（地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項）

決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行または事業の経営が適正かつ効果的、効率的に行われているかを主眼として審査を実施する。

（6）例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

各会計保管の現金・預金の在高および出納関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかを主眼として実施する。

（7）基金運用審査（地方自治法第241条第5項）

基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金運用が確実かつ効率的に行われているかを主眼として審査を実施する。

（8）健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項）

健全化断比率および資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であることを主眼に審査を実施する。

(9) 随時監査（地方自治法第199条第5項）

財務監査を補完するうえで、監査委員が必要と認めるときに監査を実施する。

3 監査等の対象および実施時期

令和7年度における監査等の対象および実施予定時期は別表のとおりとし、別途、実施計画を策定のうえ実施する。

4 監査の結果に関する報告については、監査委員による講評のほか、直近の町議会定例会に合わせ、議会および町長に提出するとともに公表する。

監査等の実施予定時期

監査等の種類	実施予定時期	対 象
財務監査（定期監査）	令和７年１１月	課、出張所、診療所
行政監査	令和７年４月 ～令和８年３月	監査委員が必要と認めたとき
財政援助団体等監査	令和７年１０月	事業内容、財政的援助の実績、出資比率、過去に実施した監査の時期や内容等を勘案して選定
指定管理者等監査	令和７年１０月	地方自治法第２４４条の２第３項の規定に基づき公の施設の管理を行わせている指定管理者について、過去に実施した監査の時期や内容等を勘案して選定
決算審査	令和７年７月	一般会計 特別会計 国民健康保険事業特別会計 介護保険事業特別会計 後期高齢者医療事業特別会計 公営企業会計 水道事業会計 生活排水処理事業会計
例月出納検査	原則毎月２５日	課、出張所、診療所
基金運用審査	令和７年８月	国民健康保険高額療養費貸付基金
健全化判断比率等審査	令和７年８月	健全化判断比率 資金不足比率
随時監査	令和７年４月 ～令和８年３月	監査委員が必要と認めたとき